⑷　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　技術提案書の採否　技術提案書の採否は、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。
⑼　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリングを行う場合がある。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⒀　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiko Kawasaki Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the outlet works of Kanogawa Dam
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 13 July 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 6 September 2012 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 6 September 2012 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 6 September 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Shinji Segawa, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月12日
支出負担行為担当官
　最高裁判所事務総局経理局長　林　　道晴
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営建築工事
⑶　工事場所　島根県松江市母衣町68番地
⑷　工事内容　本工事は、広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営建築工事である。
　建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　地上４階、地下１階、鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積　約2,218㎡、延べ面積　約10,236㎡、敷地面積　約10,386㎡
⑸　工期　平成26年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約8,500㎥、鉄筋約1,100ｔ、鉄骨約1,300ｔ、ガラス約1,700㎡
⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。
⑴　共同企業体のすべての構成員
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。
イ　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、広島高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。
⑵　共同企業体の代表者である構成員
ア　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,300点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,300点以上であること。)。
イ　平成14年度以降に次の要件を満たす新営工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
⑺　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。
⑷　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨以外の鉄骨造　地上３階建以上、地下１階以上
⑼　建物規模　延べ面積7,000㎡以上（１棟あたり）
⑸　工事種目　建築一式工事
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,000点以上であること。)。
イ　平成14年度以降に次の要件を満たす新営工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
⑺　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。
⑷　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨以外の鉄骨造　地上２階建以上
⑼　建物規模　延べ面積3,500㎡以上（１棟あたり）
⑸　工事種目　建築一式工事